

大津郡捕鯨紛議（六）

—明治十三年、大浦穴鯨組の出願を巡って—

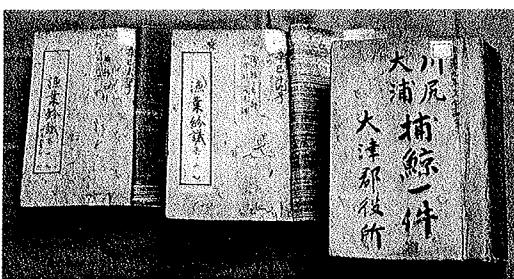
戸 島 昭

一、はじめに

明治九年（一八七六）九月、盛大な捕鯨業を営んでいた川尻浦鯨組が二派に分裂し、その主導権争いを開いた訴訟事件は、明治年一二年一二月、「組主」（金主＝出資者）側の勝訴となつたが、敗訴した多数派漁民の捕鯨組主二人への反発は、「独立捕鯨」への「悲願」となり、西方に隣接する大浦の漁民との連携を探る方向に動いていた。

すなわち、大浦漁民もまた、川尻浦多数派漁民の呼びかけと、廢藩置県以降の新規捕鯨組許可の動向を踏まえて、明治一三年二月、正徳年間に認められなかつた捕鯨漁を出願したのである。

これによつて、最も深刻な捕鯨紛争であつた川尻浦鯨組の分裂事件が、大浦を巻き込んでの漁業紛議として再燃し、山口県令や県大書記官をはじめとし、県庁租税



大浦と川尻浦の捕鯨紛議を綴った大津郡役所文書（右）
と県庁文書（左2冊）

課や大津郡役所、さらには向津具上下川尻村戸長役場など、関係行政機関を煩わす大事件へと発展した。

以下、大津郡役所と県庁租税課が残した大部な記録^{〔註2〕}を追つて、大浦と川尻浦にかかる捕鯨紛争の対立点と展開過程を明らかにすることにより、近世からの特權的な漁業慣行が、近代の漁業制度の確立に深くかかわっている状況を指摘する。

二、大浦漁民と川尻浦一四七戸漁民の捕鯨出願

明治一三年（一八八〇）二月、大津郡向津具下の大浦の世話役代理藤村安吉と組頭福島亀五郎ほか五人が連署して、「從前引受海面」での「突鯨漁」を開業したいと、大津郡役所へ免許鑑札の下げ渡しを願い出た。その出願理由は、漁業一途に渡世してきた所柄であるが、近來不漁が引き続き、糊口^{〔註3〕}の術が絶えたため、浦中で種々協議の末に一決した出願である、というものであった。

これに対し、同郡向津具上に位置し、大浦の東方に隣接する川尻浦の鯨組は、早速三月六日、川尻浦漁人総代藤野棟一ほか一人・議員国光伝治ほか一人・捕鯨組所有主総代大藤雅助の五人の連名でもって、大浦の鯨漁出願に差し障りを上申した。その反対理由は、もともと大浦と川尻浦は「海面入会」で、従来からの漁業のほかは新規発漁をしない慣行であった、というものであった。

さらに細かく、双方が主張する対立点を列挙すると、大浦出願者の見解は、隣接した浦ではあるが、網代に格別の関係がない突き鯨漁のことであるから、川尻浦に照会する必要はない、というものであり、川尻浦故障者の見解は、大浦が正徳年間に捕鯨出願したとき不許可になつた指令書があるし、昨年一〇月二日付けの山口県布達によつても、

近隣の浦に差し障りがある発漁は許可されないことになつており、重大な問題であるというものである。

引き続いて、三月八日になると、川尻浦の村岡弥平ほか二人が「川尻村」議員の名義で、大浦に捕鯨が許可されたもいささかの故障もないことを上申しており、先に「川尻浦」議員の名義で故障を申し出ていた二人と対立した。^{〔註4〕}

そのため、向津具上下川尻村三箇村の戸長高橋尚介は、翌九日、大津郡長に対して、「彼是不突合」の書面を進達することは不都合はあるが、「情実御洞察被成下度」と、複雑な事情を含ませて、寛大な処置を仰がざるを得なかつた。しかし、翌一〇日、大津郡長都野巽は、大浦からの突き鯨漁出願を「県庁甲第四百五号達ニ基キ可願出」と却下し、川尻浦鯨組からの故障申し立てに対しても同様に、漁業は関係村浦協議の上で出願する筋合いのものであるから、「別段故障ノ有無申出ニ不及」と却下し、戸長へは一所管内で食い違う「兩途申立之當否」を取り糾して、県庁甲第四百五号達^{〔註4〕}に基づく取り扱いを指示した。つまり、大浦と川尻浦の協議が未済であることを理由にして、門前払いの却下を指令しているのである。

ところが、大浦からの突き鯨漁出願の背後には、明治九年以降、川尻浦鯨組が分裂抗争した前史があり、上告審裁判でも敗訴し^{〔註5〕}、独立しての捕鯨漁も許可されなかつた多数派漁民の憤懣が、新規捕鯨出願にかける「悲願」となつていた訳で、大浦の漁民を前面に仕立てての捕鯨出願は、大津郡長の却下処分で落着しなかつた。

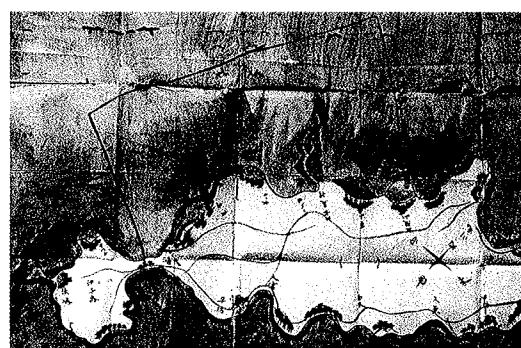
すなわち、半年後の九月五日には、「川尻村」の名義で、一四七戸の多数派漁民が、楠城範記ほか六人を総代にして、大浦漁民との合併捕鯨組を正式に申し込み、大浦からの捕鯨出願者もまた、同月一二日には、西方に隣接する阿川浦漁民から苦情を申し立てない定約証書を取得して、再度の捕鯨出願の準備を整えており、その上で、大浦人民総代今津平十郎ほか五人が連名で、捕鯨漁開業には支障がないことを戸長に上申しながら、大浦人民総代藤井安吉ほか

八人と川尻村一四七戸総代斎藤吉左衛門ほか六人が連署でもって、「新発明」にかかる突き鯨組の許可を、海岸概図を添えて、県庁に直願する行動に出たのである。しかも、この直願書面には、二月当初に大浦からの出願が却下された後も、大浦漁民が依然として出願の志を持ち続けていたこと、川尻村一四七戸の者もまた捕鯨漁を創業したい宿願であったことを明示しており、両者が「一和合力シ、以テ永続ヲ主トシ」て、県令に直接願い出した経緯を述べながら、捕鯨方法も「確然相立候ニ付」と強調する主張を盛り込み、大浦人民はもとより、川尻村一四七戸の人民が、「廢頬」の危難を凌ぐ決意を表明したものであつた。

そのため、大浦と川尻浦を所轄する向津具上下川尻村戸長は、九月一二日、再び郡長に対し、県庁甲第四百五号達に抵触していることの不都合を断りつつ、大浦新規捕鯨出願者が県令に直願した事情を開申しなければならない事態となり、以後、大津郡長もまた、政府の漁業政策と裁判所の判決結果を批判しながら、県庁租税課からの事情問い合わせに對して、大浦からの捕鯨出願の根本原因になつてゐる川尻浦鯨組の分裂抗争事態の解消に取り組まなければならなかつたのである。

三、大津郡役所の海境調査と川尻浦鯨組の抵抗

県庁租税課六等属の近藤弘は、大浦総代井上郷介と川尻村一四七戸総代斎藤吉左衛門の二人から直接聴取した嘆願



大浦が提出した大浦所屬海面図（明治13年10月）
海柱から以西を大浦所屬海面と主張し、平瀬、向津具岬、大島、三ツ瀬を含めている。

内容と、懸念される捕鯨紛議への対処策を構想し、九月二二日、県令関口隆吉に上申するとともに、大津郡長へ以下の六項目について推問することを伺い、同月二八日付で、その取り調べ報告と拒否見込みの副申を発令した。

- ①大浦引請海面の広狭・区域・証跡の取り調べと、墨線での区画。
- ②捕鯨場所の朱線での明示。
- ③朱線内での他の漁業者との関係と、故障の有無。
- ④川尻浦捕鯨場の広狭・区画の取り調べと、旧図式についての証跡の明示。
- ⑤新規捕鯨出願者の朱線内は、川尻浦の慣行捕鯨場の場外か否か、の関係。
- ⑥川尻浦捕鯨漁總代一二人が故障する要點と、川尻村一四七人が旧来の漁場で捕鯨漁に加わることができない原因。

この指令を受けた大津郡長は、一〇月六日、向津具上下川尻村戸長へ精密な取り糾しを通して、とくに海面境界調査では、絵図面の提出を求めていたが、その取り調べ過程で、戸長高橋尚介はまず、一〇月九日、大浦組代総代福島亀五郎から、大浦の捕鯨出願には故障のないことと、続いて翌一〇日には、川尻村組代代理鈴木往太郎から、同様に故障のないことの上申を受け、また、川尻村一四七戸総代斎藤吉左衛門ほか六人からも、大浦海面での捕鯨漁を再出願した実情の申し出をうけるとともに、さらに一九日には、大浦人民總代と川尻村一四七戸総代からの追加上申を受けることになった。

この実情の第一は、川尻浦鯨組総代大藤雅介から提出された正徳年度の証跡に対して、明治八年度に大津郡五箇浦捕鯨合併社を協議した際に、各浦が独立営業の申し出を行い、以後も他浦からの新規捕鯨出願に對して、拒否をしない請け書を出していることからして、既に無効になつてゐる内容だと反論するものであり、その第二は、遊鯨は東か

ら西に通行するものであるから、大浦の突き鯨組が引き受ける鯨は川尻浦の鯨組が取り逃がしたものであるとし、晩春になつて西から東に遊鯨するものは大浦が先手ではあるが、これは從来から川尻浦が捕獲することは稀であつて、川尻浦鯨組の組主一二二人からの故障の申し立ては、全く理由が立たないことである、というものであった。

一方、川尻浦鯨組は、一〇月二三日、所有主総代大藤雅介の名前で、向津具上下川尻村戸長に対して、四箇条の上申書を提出し、大浦と川尻の引請海面には区別がないことと、大浦新規捕鯨場は川尻慣行捕鯨場の内であることを、過去の証跡と図面を添えて説明し、さらに、捕鯨漁を望む者は分け隔てなく雇い入れているとして、具体的な事例を説明しながら、新規捕鯨漁を許可しないよう、強く願い出していた。また、県令に対しても、同日、斎藤作四郎の名前で、更に詳細な六箇条にわたる故障理由を上申し、入り会い慣行の証跡と捕鯨場図面を添えて、強く嘆願していた。とりわけ、その第五条では、川尻浦鯨組の分裂抗争の経緯について、一四〇余人の者が慣行漁場の妨害を企て、「偏ニ妨害ヲ為ントスル逆意ナリ」と断言し、新規捕鯨漁が許可された場合、「即今御厄害立至リ可申」と激しく陳述して、大浦の漁人を「荷担」している一四〇余人との妥協を拒否していた。

これに加えて、川尻浦鯨組に加入している漁民もまた、「川尻村」漁人総代国光伝治ほか四人の連名で、同日、向



川尻浦が提出した捕鯨慣行漁場図面（明治13年10月）
海上の未線が鯨道筋で、西方からの登り鯨は向津具
海上の西側の菅田網代・岬網代と、北側の小脇網代で
捕える慣行を図示している。

津具上下川尻村戸長に対して、捕鯨組所有主と同一の申し立てであることを上申し、さらに同日、「川尻浦」九一戸総代国光伝治ほか七人の名義で、大津郡長に対して、「苦情人ドモ」が負け惜しみから、隣村大浦の漁人と語らつて出願した、と過去の経緯を訴えて、新規捕鯨漁を許可しないように懇願し、川尻浦鯨組が故障する事態を陳述した。他方、戸長高橋尚介もまた、旧戸長渡辺源八に大浦と川尻浦の海面慣行について問い合わせた結果、往古から海面を四分六分どし、向津具岬の東方にある「海柱」を境界にして漂着物などの役儀を取りはかり、海上石についても、四分を川尻浦から、六分を大浦から、それぞれ上納してきていたが、入り会いの慣行であつた、という回答を得たことから、六箇条の下間に對して逐条の意見具申書を認めたて、大浦と川尻浦の双方から差し出された海上図や嘆願書を添付し、「大浦川尻ノ海面ハ境界相立テ難シ」、「両浦入相海面ニシテ区域ノ証ナシ」と結論づける上申書を提出していた。

従つて、大津郡長もまた、一〇月二三日、「到底墨線ヲ以テ分界不相立」と判断して、「熟和漁業仕候様」と説諭してきたことを断念した上申書とともに、県令に全ての書類を進達しなければならなかつた。

以後も、一〇月二三日には、「川尻村」鯨組漁人総代藤野棟一ほか九人が県令に宛てて、從来、大浦は鮑漁に出精し、川尻浦は鯨漁に出精して、双方が「活計ノ道」を立ててきた経緯を説明し、一漁場に二組を出願することは「条理ヲ忘却シタル次第ナリ」として、古来よりの慣行を「深ク御憐察被成下度」と嘆願しており、戸長高橋尚介は、これらを戸長役場に留め置く訴にはいかないとして、大浦捕鯨出願者から差し出された阿川浦との定約書とともに、大津郡長に進達して、判断をゆだねている。

また、一〇月三〇日になると、大浦人民総代井上郷介と川尻村一四七戸人民総代斎藤吉左衛門が連署して、川尻浦鯨組の主張に反論する五箇条の上申書を提出し、海境は從来から「海柱」であり、大敷網などの網代金もそれぞれが

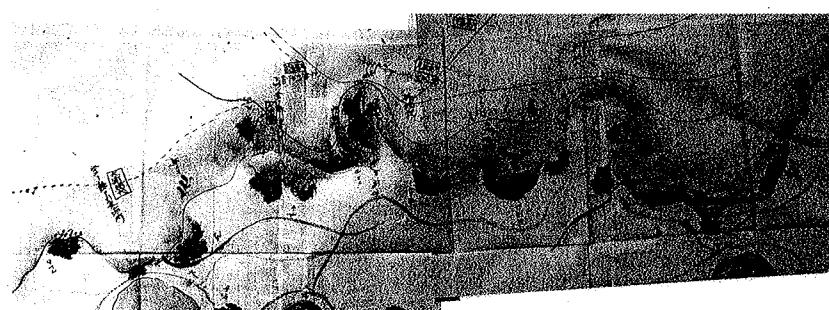
受け取つてきた慣行からして、判然とした事実である、と主張するとともに、川尻浦の捕鯨は、東からの下り鯨を主目的としており、大浦が引き受ける鯨は、川尻浦が取り逃がした鯨であり、また、川尻浦が西からの上り鯨を捕獲することは稀であり、大浦組が引き受ける上り鯨は、川尻浦が眼目とする下り鯨ではないことから、大浦の捕鯨が川尻浦の鯨漁を妨害をするという理由は立たないものだと主張し、反論の手をゆるめなかつた。

結局、向津具上下川尻村戸長役場は押されて、戸長代理鐘崎信三の名義で、同二〇日、大浦人民総代と川尻浦一四七戸人民総代からの上申五箇条も、そのまま県令宛に進達せざるを得ず、翌三一日には、大津郡役所が示した学校資本金一〇〇〇円の設定案による川尻浦中の和解説論についても、川尻村総代浜本和三郎ほか九人から、「和解相調不申」として、本願どおりの捕鯨許可を迫られてしまつたことから、大津郡役所もまた、翌一二月一日、郡長代理宗方靖介名義の進達書として、「今更和解等之儀、難相調」という実態の説明と、「此余弁論之手段無之」とする判断を副えて、県令宛てに提出しなければならなかつた。つまり、戸長役場も郡役所も、出願者と故障者の激しい対立に対処できなかつた訳で、戸長と戸長代理や郡長と郡長代理の名義の使い分けでもつて、県庁租税課の指令に応えられない苦しい事態を、県令に伝えざるをえなかつた、と言えるのである。

四、県庁租税課の実地調査と処分方針の内定

大津郡役所に指令した大浦と川尻浦の海境調査が激しい対立を惹起し、川尻浦の遺恨の紛争を再燃させてしまつた結果報告を、向津具上下川尻村戸長役場の上申書とともに、大津郡長から受け取つた県庁租税課は、やはり「勧業ト自立ノ目的」という既定の方針のもとで、大浦の捕鯨海面を設定して、懸案の川尻浦捕鯨紛争を解決しようとした。すなわち、県庁租税課の高田七等属は、一二月八日、大浦郡長からの上申を「到底和議難相調」と受け止め、大浦人民と川尻浦一四七戸人民からの捕鯨出願について、ひとまず鯨組組織の不十分さを根拠に却下し、確實な金主を立てての再出願を促した上で、大浦に対しては海面区画の適度を問い合わせ、双方からの回答を待つて、新規捕鯨出願を許可する方針を打ち出し、あわせて、新規捕鯨海面を設定するための現地調査の実施を伺つているのである。

しかし、その前日の一一月七日には、またしても川尻浦鯨組漁民藤野棟一ほか九人が、「川尻村漁人総代」の名義を使い、大浦から上申された五箇条に反発して、「實際上ノ故障」と強調しながら、「今度川尻浦百四十余名之者申立て迷ヒ、新設捕鯨漁ヲ目論見、大浦慣習之鮑漁ヲモ取失ヒ、却テ難済ニ可立至儀」と、警告的な上申書を県庁少書記官進十六に宛てて差し出していた。つまり、大浦漁民が新規の捕鯨業を目論めば、慣行としてきた鮑漁を取り失うことになるであろう、という報復措置の言明であった。これに対抗して、一二月八日、大浦人民総代井上郷介と川尻村一四七戸人民総代斎藤吉左衛門ほか一人もまた、県庁少書記官に対して、鯨漁の開設許可を「日夜渴望」しており、



大浦の出願者が提出した大浦網代と川尻網代の配置図（明治13年10月）
海上の点線が大浦網代への通鰯路で、実線が川尻網代への通鯨路。大浦網代を□で囲み、川尻浦網代と区別している。

川尻浦鯨組主一二二人からの故障申し立ては「牽強附会ノ虚事」であり、「斯ク御許可ノ遲滞ナルハ、万ケ一是等ノタメナランカ」と牽制して、逐条的に再反論を展開した上申書を提出しており、新規捕鯨漁出願を巡る紛糾は、舞台を県庁に移して、果てしなく続くなつた。

とりわけ、大浦総代藤井安吉ほか六人は、一一月九日、川尻村総代一四七戸総代斎藤吉左衛門ほか六人から持ちかけられた鯨組開業合併出願の決心を確認した上で、「以往十二名ヨリ当浦工対シ如何様ノ方法相立候トモ、決シテ変心反覆致ス間敷候事」と、川尻浦鯨組主からの勧誘は拒否し続けることを明言し、これに違約した場合は、全ての漁業収益金の一〇〇分の五を永久に支払うことを約束しており、川尻村総代もまた、先年來の川尻浦の葛藤から活路を失い、今日の合併出願に至つたいきさつを確認した上で、大浦総代に対して、川尻浦鯨組主から如何なる勧誘があるても、「十二名ノ捕鯨組へ加入等、決シテ致シ間敷候事」と断言し、同様の違約金を明記して、双方が三箇条にわたり定約書を取り交わしていたのである。

つまり、川尻村一四七戸の総代が大浦の総代に差し出した定約書と、大浦総代が川尻村一四七戸の総代に差し出した定約書の、それぞれの第三条には、悲壯な決意が記されていた。

すなわち、川尻村一四七戸の人民は、

第三条

一、千万一県庁ノ御許可ヲ得ル能ハサルトキハ、粉骨碎心、以テ何レノ筋ヘ出願ナストモ、御許可得候ハ元来ノ素志ニ有之候處、尽シテ以テ果サ、ルトキハ川尻百四拾七戸人民、大浦ニ移住シ、共ニ生計ノ方法ヲ謀リ、万ケ一其方法ニテモ活計相立サルトキハ人頭死スヘキ事

と、大浦への移住や「人頭死」をも覺悟していると、決意のほどを披瀝しており、大浦総代にあつても同様に、

第三条

万々一県庁ニ於テ許可相成ラサレハ、粉身シ以テ何レノ筋工出願ストモ、到底許可ヲ得ルハ元来ノ決心ニ候處、尽シテ以テ果サ、レハ大浦ヘ引受ケ、相互ニ生計ノ方法ヲ設ケ、其方法ニテモ活計相立サレハ餓ヲ共ニスヘキ事と、川尻村一四七戸の大浦への移住の受け入れと、「餓ヲ共ニ」する決意を述べている。つまり、相互に必死の約束を書面で取り交わしていたのであり、川尻浦を一分した葛藤がいかに深刻なものであつたか、また、敗訴した多数派漁民と大浦漁民との結束がいかに強力なものであつたか、如実に物語られているのである。

このような事態を重視した県庁租税課の近藤弘は、一一月二二日、大津郡に出張し、郡長都野翼、郡書記松原朝輔、戸長高橋尚介とともに、捕鯨出願者と故障者の双方の立ち会いのもとで、海面の視察と古老からの聴取を行い、向津具下村の戸長役場において、大浦漁民総代と川尻村一四七戸総代を召集し、具体的な尋問を行つた結果を、同月二九日付けで、詳しい復命書に取りまとめた。

その要旨は、捕鯨網代が案外に狭小で、両浦が接近していることを実感したというものであり、また、西からの上り鯨をねらう川尻浦鯨組の網代が「向津具岬」（川尻岬）の西側に実在することから、その東に位置する「海柱」でもつて区域を立てるときは、必ず紛争を引き起すことになり、「向津具岬」を境界に決定すると、川尻浦鯨組が取り逃がした東からの下り鯨を大浦側から捕獲することは「一〇ガニ」にも困難で、西からの上り鯨の捕獲だけでは、到底、川尻村一四〇余戸の糊口を凌ぐことは難しい、という判断であった。いわんや、一浦に二組を許可することは、従来からの「説示」を覆すことになり、大津郡内の捕鯨者すべての信用を失うことになるであろう、という内容であ

つた。

したがつて、川尻浦全体の安全と幸福を保護するためには、「唯説諭シテ旧ノ如ク一和合併営業ヲ為サシムル一点アルノミ」と結論し、今一度、大津郡長へ説諭を指令する方針を立て、「捕鯨ノ慣行アル全浦ノ漁者、活路ニ迷ハス、相互ニ眼前ノ私利ヲ捨て、一和協力シテ永遠ニ公益ヲ謀リ、無益ノ争論ヲ引起サル様、篤ト説諭ヲ加ヘ可申」と下達案を作成していた。

しかし、一二月九日になると、川尻村一四七戸総代斎藤吉左衛門が、実地検査の際の下問に基づいて、過去の証跡書類とともに新規捕鯨組加入人名簿を上申しており、ついに明治一四年（八三）一月一三日、県庁少書記官進十六は、新設鯨組出願の許可処分方針を固め、内務省へ伺い出ている。その概要は、

- ①大津郡五浦の捕鯨組は、一つの全浦、または二つの浦が連帶して許可を受けており、この捕鯨権を保有する者は平等な拳浦の人民のようであるが、現実には多額の資金を全浦の人民が平均して支出することが不可能なので、金主を浦の内外に求め、「部入（株数ノ如シ）」を指定して、漁人を雇い入れて捕鯨に着手している。たとえ浦人であっても、「部入」のない者は、雇い入れられた者にすぎず、金主である者が漁人を免除使役しており、金主が損益も専一に担っている。そのため、金主が捕鯨に関する実権を占めて、浦人は「稟准」の虚権を持っているにすぎないのである。
- ②これが現実の慣習の概要であり、去る明治一一年中の民事裁判の審理を受けた川尻浦の葛藤も、この権利の虚実

の分かれるところから起こつたことであつたと信じていて。従つて、「旧来ノ慣行」を尊重するという原則は、捕鯨業の実際に背馳しており、これを改更して、浦人の紛擾を起させないようにしなければならない。

という二項目の現状認識に続けて、

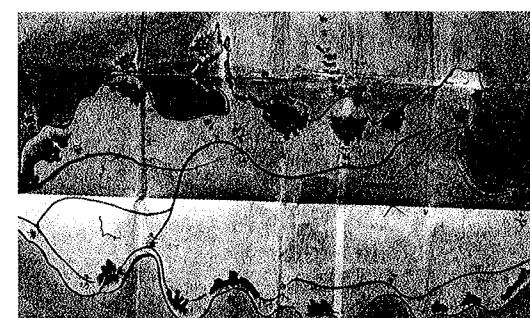
- ③「勧業」と「自立」の目的に向けて、過去の慣例に拘ることなく、「其組織宜シキヲ得サルヲ以テ一応願書ヲ却下シ」、改めて「相当ノ資力」があり、「捕鯨ノ実権」を保有し得る「指名ノ金主」が出願すれば、「大浦ニ問フニ支障有無ヲ以テシ、川尻浦ニ問フニ海面区画ノ適度ヲ以テシ、二者ノ答ヲ待テ、其情願ヲ許可セントス」と、処分方針を定め、さらには、既に許可している捕鯨五浦についても、営業の実際に即して適度の方法を設け、旧來の慣例を改めていく「新法」を陳述し、一定の理解を求めていた。

その結果は、一二月二一日、内務卿松方正義から山口県令関口隆吉代理進十六に宛てて、「聞置候」と、默許の回答になつており、以後、県庁租税課は、この方針で差し縛れた捕鯨紛争を処理していくことになるのである。

五、県庁租税課の海面区画指令を巡る紛争

明治一四年（八三）二月二一日、県庁租税課は、差し縛れた大浦からの新規捕鯨出願事件の処理方針について、過去の慣例にとらわれず、慣行海面を適度に区画する方向で、内務省の默許を取り付けたことから、三月一〇日、改めて大浦と川尻浦の新旧捕鯨場境界設定に乗り出し、双方に「新旧捕鯨ノ区画、境界ヲ適度ノ所ニ於テ相立、絵図ヲ調製シ、連署ヲ以テ可申出」と指示し、大津郡長に対しても、「速ニ協議ヲ遂ケシメ、副申可仕」と指令した。

この指令を受けた大津郡長は、ようやく四月一二日になつて、双方と戸長を郡役所に召喚し、一六日を期限とする



大津郡向津具半島の大浦（左端）と川尻浦（右端）
外海の中間に位置する向津具岬の西側に大島、東側に海柱がある。

書面での協議結果の進達を指示したが、大浦新規捕鯨組願主総代三人と川尻村一四七戸総代二人は期限前日の一五日付けで「海柱」を境界とする絵図面を提出し、戸長役場での協議に臨んだものの、川尻浦の故障者側は「大島」を境界に申し立てて、内輪の協議が必要であるという理由を立てて退場してしまった始末であった。

そのため、戸長は郡長に対して、進達期限の延長を上申し、協議を再開しようとしたが、四月二三日になると、川尻浦鯨組主総代斎藤作四郎と漁人総代原田六右衛門から、大津郡長に対しても、「一浦熟和ノ道、一同協議ヲモ致度」と、二週間の協議期間が要求されたことから、大津郡長も川尻浦中の和解を期待して、五月五日、「精々協議ヲ遂ケ、何分ノ義可申出」と、新旧捕鯨組の海境協議結果の上申を猶予した。

ところが、大津郡長の期待に反して、翌六日には、川尻村総代斎藤吉左衛門ほか一人が、「和解ヲ名トシテ協議ノ要領ヲ延期スルハ、反テ人心ヲ紊懐シテ、和解ノ害ト相成ハ必然」であると非難し、戸長役場へ捕鯨海境の決定を督促しており、三日後の九日には、大浦人民総代八人もまた、川尻村一四七戸総代七人とともに、県令に宛てて捕鯨場決定処分を嘆願し、早期決着の要求を繰り返す駆け引きが続いた。

結局、分裂した川尻浦の「熟和ノ道」をさぐる協議は実現することなく、捕鯨海境設定も出願者側からの主張のみで、支障者側からの申し出がないため、五月九日、戸長は郡長へ協議結果が得られないことを上申しており、大津郡長は再度、五月一〇日、戸長に対しても協議結果の上申を督促しなければならない事態に立ち至っていたのである。

この間、川尻浦鯨組側は、強固な團結の川尻村一四七戸側の切り崩しを図つたようで、五月一一日、川尻村鳩崎七五郎ほか二人の者が、「私共川尻浦捕鯨漁成殖之本原ヲ遺失シ、前後ヲ不弁シテ出願候次第、今更後悔仕候」として、^{〔註7〕}大浦新設捕鯨組の直願を取り消すよう、県令へ直接申し出ており、また、その翌一二日には、川尻浦鯨組の組主総代

斎藤作四郎と漁人総代原田六左衛門ほか一人が、新設捕鯨出願による慣行漁場の支障の実際を、詳細な六箇条にして、県令に嘆願し、窮状の打開を図つている。

ところが、これに対しても、たちまち五月一四日、大浦人民総代井上郷介は、川尻村一四七戸の人民総代斎藤吉左衛門とともに、県令に宛てて同様に、川尻浦鯨組の嘆願六箇条に逐条の反論を加え、激しい論争を繰り広げた。

川尻浦鯨組の主張を要約すると、

- ①正徳年度、大浦からの捕鯨出願に際して、川尻浦の支障になるため、不許可の決定が書面で言い渡され、その請け書が提出され、今日に及んでいる。もとより、大浦と川尻浦の海面には境界がなく、川尻浦慣行の捕鯨場に同じ鯨漁を新設することは、大変な妨害となる。
- ②正徳年度に定置した公証を扱り所とすることは、非理を企てることではない。海面漁業だけでなく、山野その他に至るまで、旧藩時代の公証は、県内一般の扱り所となつていて、
- ③鯨漁は広大な区域が必要で、必ずしも一つの網代だけで捕得するものではない。今回大浦が設立しようとしている漁場は、川尻浦慣行の漁場内であり、妨害の最たるものである。
- ④捕鯨業は冬春の風波の激しいときに営業するものであり、捕鯨船を繫泊する港の存在が第一に肝要である。繫泊港のない大浦が捕鯨業を創立することは了解しがたいことであり、狹小な川尻浦に入港する以外に方途がないことから、紛争が起ることは明白である。
- ⑤大浦は川尻浦が取り逃がした鯨を捕得するのであるから支障にはならないと主張しているが、捕鯨業は一定の網代内で捕得するものではないことから、たとえ距離があつても、両浦の捕鯨船が混雜して、紛争になることが必然

である。

⑥反対派一四〇余人に対しては、同村のよしみで從来の葛藤を和解し、全浦が旧に復して慣行捕鯨をするように商議しているが、妄説を唱えて協議を遮断する者があつて、これ以上の商議は不可能である。

という六箇条であり、さらに付け加えて、大浦人民へ川尻浦一四〇余人の者が荷担し、新規捕鯨を出願したことは、近來の葛藤が解決しないことからであり、不条理の極みである。今回、大浦へ捕鯨漁を許可してしまうと、水産の盛殖を害するだけでなく、将来に不測の事態が生じる結果となり、川尻浦人民が疲弊困却して、争論の発生が必定のことになつてしまふ、と結論する主張であつた。

これに対する大浦の反論の要旨は、

①新旧捕鯨場の境界を立てなければならない問題に対して、全て支障を申し立てていることは、全く通達の趣旨を逸脱しているものである。また、正徳年度の書面は川尻全浦に対するものであり、一二人の鯨組に対するものではない。その上、明治八年に五箇浦合併の捕鯨を拒否したとき、以後、それぞれの境海内での捕鯨出願を拒否しない請け書を出しており、正徳年度の証跡は反古である。

②川尻浦全浦人民の困窮を思うのであれば、すみやかに双方が両立する良法を立て、産業を盛大にすればよい訳であり、一二人のものが私欲を逞しくして、人民を困苦に陥れていることが問題なのである。

③鯨は東西から一定の線路を立てて遊来するといい、また、遠沖より地方じかたへ狩り込むものといい、矛盾したことを行つてゐるのは、全て妨害を狙つたものである。

④捕鯨船の繫泊地の一点に限つて主張しているもので、しかも、西風が激しいときは東の川尻浦に入港する以外に

方法がないので、川尻浦の妨害となると主張しているが、これは不人情の甚だしきものである。

⑤捕鯨の勢いで前後を省みず争論を起こすのは、漁人の常であり、一組内のことである。他組に対する争論でないことは、現在の五組の状況で明らかであり、早潮のために捕鯨船が混雜して争論が発生するというのも虚言である。早潮のために捕鯨船の進退ができなくなるような場所であれば、これまでも捕鯨ができなかつたはずである。

⑥全浦が旧に復すため、慣行捕鯨を商議したという主張は空言である。客年、郡長からの説諭に一二人が応じなかつたので、余儀なく大浦人民と合併し、大浦所用海面での捕鯨を開設することに決定したところである。それ以後、和解協議のことは耳にしたことさえない。

と、逐条の反論を加えるものであり、今回の指令の趣旨からはずれることではあるが、支障者との協議が整わない理由としては、支障者が妨害になることだけを陳述し続けるから、と強調している。さらには、川尻浦鯨組が旧慣と主張しているのは、明治四年の廃藩置県以降の捕鯨慣行をとらえてのことであり、海面における旧慣とは、藩政時代に海上石を納めてきたことであり、川尻浦からの海上石は捕鯨組が課出してきたものではないことからして、一二人のものが全権を掌握する権利はないはずである、と付け加え、ましてや、大浦が公益の目途で立てた漁業に支障を申し立てるることは、他人の営業の基本を妨害する私論の甚だしいものである、と結論するものであつた。

結局、大津郡長は、平行線をたどりつづける支障者と出願者の主張を要約して、とりわけ、支障者側が「余程ノ大困難」を抱えているため、五月一七日、「川尻村ノ者共へ種々説諭シ、爾來再三四四應督促ノ末、到底御達ノ御主意ニ基カス、別紙ノ通申出候付」と釈明して、召喚協議による解決を断念した経緯を県令に進達しなければならなかつたのである。

この機をとらえて、五月二〇日、捕鯨組主協調派の「川尻村」藤野棟一ほか八三人は連署して、慣行捕鯨の難波を県令に直願しており、論争の舞台は県庁に移行した。

六、県庁租税課の事情聴取

大津郡長による新規捕鯨海面の設定が不調におわったことから、県庁租税課主任の近藤弘は、改めて大浦の出願者側と川尻浦の故障者側から差し出された全ての書類を比較検討し、双方が申し立てている調査六項目の回答について、「二信一疑」の主張と断定するとともに、「海面区画ヲ協議ヲ以テ定メシムルノ御趣意ヲ徹底セサルニ似タリ」と非難し、「此上ハ御見込ヲ以テ適度ノ所ニ就テ区画ヲ可相立場合ナルヘシ」と結論づけたが、今一度、「当庁ノ直諭ヲ尽シ、然ル後ニ於テ御処理スルモ未タ晚シトセサル義ニ候」という意見を付けて、五月一四日、県令に対して、郡長と戸長の立ち会いによる県庁への人民双方の召喚を伺つた。

この県庁召喚の決定を受けて、向津具上下川尻戸長は、六月一二日、新規捕鯨組出願者側からは、大浦総代藤井安吉代理平田辰之介と井上郷介、川尻村出願者斎藤吉左衛門と楠城範記を、川尻浦慣行捕鯨組側からは、組主天野百介、大藤雅助、斎藤作四郎、斎藤庄左衛門、同組漁人総代原田六左衛門、藤野棟市、三好久サ吉、奥崎又吉を、さらに新規捕鯨組取消願書提出者守岡恭平を伴つて出山し、それぞれの県庁参着届を提出し、出庁できない者一〇人についても、その届け出を差し出した。

以後、県庁租税課を舞台として、双方からの事情聴取と県庁関係者の説論が繰り広げられた模様であるが、六月一五日、協議がまとまらないことを理由にして、川尻浦鯨組主側からの出庁猶予願が上申されていることから、紛糾しているのである。

これに対しても、川尻村一四〇戸^戸総代二人は、六月二三日、県庁六等属近藤弘に宛てて、新規捕鯨場の設定が不可能であることを理由に、新規捕鯨出願の却下を上申しており、さらに六月二〇日には、川尻浦鯨組主総代四人は、県大書記官に宛てて「捕鯨組扶助取扱方法書」を上申し、懸命に窮地打開策を探つていたことが分かることである。

これに対しても、川尻村一四〇戸^戸総代二人は、六月二三日、県大書記官進十六に宛てて、新規捕鯨組扶助方法による復旧勧告を、大浦と交わした堅い定約があることを説明して拒否し、新規捕鯨組の早急の許可を「葛藤冰解ノ原素」として上申しており、結局、双方の主張は平行線をたどるばかりであつた。

一方、このような県庁租税課における紛糾に対応して、地元川尻浦での事態は更に悪化しており、六月二七日には、川尻村中野歌藏ほか一三九人が連署して、慣行捕鯨組主一二一人との復旧勧告を「今更和解ト申訳ニハ參リ不申」と強烈に拒否し、県大書記官に対して、あくまでも新規捕鯨組許可の指令を嘆願していた。

そのため、六月二九日には、大浦総代一人も県大書記官に対して、川尻浦捕鯨組主一二一人が支障者となつて、「人民産業ノ基礎ヲ妨害シ、又候出願ニ対シ支障ヲ為シ候ニ付キテハ、実ニ大浦人民ニ於テハ不満ニ奉存候」と訴え、速やかな許可を哀願しており、同日、川尻村一四〇戸^戸総代一人も、県大書記官に対して、「十二人ノ者」への説得を嘆願し、翌三〇日にも、再度の「熟考」を促されたものの、変更の余地がないと上申している。

他方、川尻浦鯨組主総代一人も、六月二〇日、県大書記官に対して、「新規捕鯨場境界相立候テハ、川尻浦慣行捕鯨漁妨害ニ立至リ可申ニ付、境界相立不申候」と、拒否の主張を繰り返しており、結局、県庁召喚による説論にも拘わらず、双方の決裂は修復されることなく、県庁租税課も規定方針どおり、新規捕鯨海面の設定を進める以外に方法がな

かつたのである。

七、大浦捕鯨海面の設定と新規鯨組への規制

とくに対立抗争する川尻浦全浦人民への和解説諭が不調におわった県庁租税課の近藤弘は、県大書記官進士六の指示により、帰郷した大津郡長都野異に向けて、七月四日、「薄々御疇申上候趣」は、県令が帰郷するまで送付を見合わせることを通知し、その間の新規捕鯨出願者への対処を依頼した。

すなわち、約三箇月後の九月二十四日、大津郡長に内報された処分方針は、第一に当初の捕鯨出願書を却下し、改めて大浦から漁場の所用を出願させ、第二に新旧捕鯨場の区画を分明にして漁場の所用を聽許し、第三に資力のある金主からの捕鯨出願を指示する、という手順であった。

以後、大津郡長がこの方針に基づき、九月二十四日付けで、大浦捕鯨願主總代藤井安吉ほか七人と、川尻村捕鯨願主一四〇戸總代斎藤吉左衛門ほか六人から出されていた前年の新規捕鯨出願書に対し、「一應却下候事」と指令書を付け、「但、向津具下村字大浦所属海面内ニ於テ捕鯨漁場請願之義ニ候得者、同浦人民中協議ノ上願出候ハ、更ニ詮議之次第モ可有之」と、大浦所属海面内での漁場使用の請願を促す但し書きを付けた。

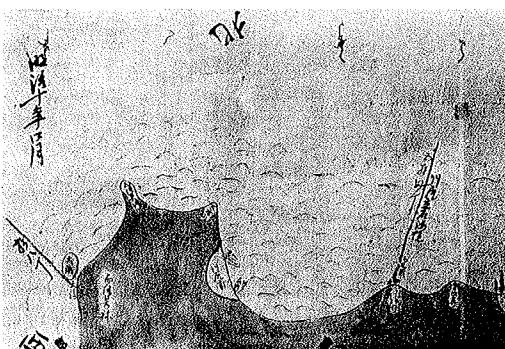
そのため、一〇月二二日には、大浦人民總代井上郷介ほか七人が、所属海面内での鯨漁海面の所用を「哀願」し、この動きに対し、川尻浦鯨組主大藤雅介と漁人總代原田六左衛門は、同月二十四日、慣行捕鯨海面の故障を申し立てたが、大津郡租税係松原祥輔は予定どおり、一〇月二七日、大浦捕鯨組の創設と捕鯨海面の所用を受け入れ、同二二日、県庁への進達を施行している。

この進達書を持つて、大浦人民總代井上郷介は出山し、一月二日、海面所用願いを提出した模様であるが、一月四日、県庁租税課六等属近藤弘は、川尻浦鯨組が明治一〇年四月に借区出願していた大島までの海域をそのまま慣行捕鯨場として認めることとし、あわせて、その具体的な方位を確定するために、実測吏員の現地派遣を伺つた。

この決裁は、大島以西を新設捕鯨海域として聽許するものであり、大浦側に極めて不利な狭い海域であつたが、一月二十四日、租税課八等属殿川碇が実測図面を復命したことを受け、一月二六日、県令代理進士六は、大浦人民總代と川尻浦故障者の双方に対して、大島大岩石正北より西位四五度の方位を示し、それ以西での新設捕鯨の許可を通告した。また、新規捕鯨組出願者には、相当の資力をもつ金主の設定と、毎年度の出願を指示して、大津郡長へは、大浦の海面所用出願に聞き届けを指令をした。

これに基づき、大津郡長は、一二月二八日、出願者と故障者の双方に県令の許可指令書を伝達するとともに、一二月二日、県庁に対して、大浦捕鯨場所用許可指令書に付けられた但し書き事項の説明を求めているが、県令はこの照会に対して、一二月六日、金主からの毎年度の出願は大浦に限ることを回答しており、大浦側には更に厳しい内容であった。

つまり、県庁租税課は、東からの下り鯨を捕獲する見込みが立たない大島大岩石以西海面での新設捕鯨組は、一時的なものにおわる見通しを立てていた訳で、成功のおぼつかない大浦所用海面であつたのである。



川尻浦が出願していた捕鯨借区図面（明治10年4月）
西の海境は大島で、沖合い18丁まで。東の海境は黒瀬で、沖合い54丁まで、としていた。

しかし、大浦と川尻浦の新規捕鯨組出願者は、「新捕鯨組組建分配方法約定書」を作成し、さらに一二月一五日、新規捕鯨組金主平永豊松ほか三人と川尻村一四〇戸金主総代藤本謙蔵ほか二人の名義で、大浦人民総代井上郷介ほか七人との間に一〇箇年間の捕鯨場借り受け・貸し渡し定約書を交わして、同月二二日、県令に宛てて、新規捕鯨組營業願いを提出している。その副申書としては、大浦捕鯨組創立資本金一万五〇〇〇円の内、七分を平永豊松ほか三人が受け持ち、三分を加入人の中野歌藏ほか一三九人がそれぞれ拠出して分担したことと、総代藤本謙蔵ほか二人の名義でもつて登録したことを明記し、新規捕鯨組金主人全員の名簿を付けて提出していた。

あわせて、一二月二二日、大浦人民総代井上郷介ほか七人は、県庁租税課八等属殿村碇が作成した図面を添付した「海面所用坪数御届」を提出し、金主平永豊松ほか三人と川尻村一四〇戸金主総代藤本謙蔵ほか二人は、繫船場と魚見山の位置を届け出、さらに、平永豊松と藤本謙蔵の連名で、新捕鯨会社の設置を川尻村斎藤吉左衛門第壹舎にすることを届け出ていた。

とくに、「捕鯨獵場借受定約書」によれば、捕鯨漁場の借受金として、売上高の4%を支払い、捕鯨一頭ごとの分配として、赤身三〇〇目を戸別に配当することを規定しており、また、「新規捕鯨組組建分配方法約定書」によれば、漁人の扶持米を一日一升、褒美米を一頭一斗などと規定するとともに、捕鯨組の器械としては、追船四艘、持双船四



県庁租税課が作成し、大浦が提出した捕鯨場図面
(明治14年12月)
大島正北より西位45度の向きに18丁ほど沖合
と、三ツ瀬正北より西位45度の向きに18丁ほど沖合
までの、12丁の間としている。

艘、惣海船九艘などを所有する組み立てが読み取れることから、当初の「突鯨組」の規模を越える中規模の鯨組として、川尻村一四七戸の漁民が所有していた器械を持ち込んで、「通浦其他ノ方法ニ準拠」したところの組み立てであつたことが分かる。

また、一二月二二日付の「新規捕鯨組營業願」によれば、資本金一万五〇〇〇円の七分を課出した平永豊松ほか三人と、三分を課出した川尻村一四〇戸総代藤本謙蔵ほか二人は、その一四七人の全てが川尻浦の者であり、大浦からの出資者が一人も含まれていないことから、川尻浦の多数派漁民が新規捕鯨出願主体者として、いかに新規捕鯨組の設立に固執していたかが明らかである。

これに対して、川尻浦鯨組漁人総代藤野棟一と原田六左衛門は、一二月二三日、県大書記官に対して、去る一二月二六日以降、「悲願有之川尻浦百四十余名之者」が、「全二組相立可申」と言ひ立て、波戸の船引揚場に「新捕鯨会社」と書いた旗を立てて、日々集合し、大声を上げている状況を説明し、さらに「大浦工海面所用被差許候ヲ、川尻ニオイテフラウヲ立ヘキ理由コレナクニ」と抗議して、その旗を取り下げて入丸分署へ処分を上申したことや、川尻浦に巡回した巡查二人に対し暴言を吐いていることなどを付け加え、慣行捕鯨組への保護を嘆願しているが、まさに、このような川尻浦の対立騒ぎの中で、同日、大津郡長は県令に対して、大浦捕鯨創業海面所用願出書を進達していたのである。

八、大浦捕鯨營業鑑札の発行

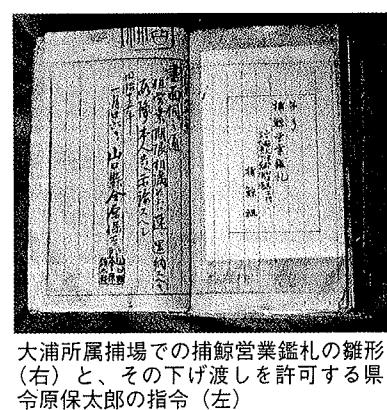
翌明治一五年（一八八二）一月二三日、県庁租税課は大浦新規捕鯨組金主からの營業願に「聞届候」と、大浦人民総代か
大津郡捕鯨紛議（六）（戸島）

らの海面所用坪数届に「聞置候」と、それぞれ許可指令を書き込むとともに、あわせて、捕鯨時の地方税納入を指示し、翌一四日、川尻浦漁人総代から上申されていました慣行捕鯨組保護願に対しては、大津郡長に指示して、将来を予測しての特別の保護を行う訳にはいかないことを通達した。

これを受けた大津郡長は、向津具上下川尻村戸長役場に対して、一月一七日、大浦所属海面での捕鯨営業の許可を伝達し、営業鑑札の請求を指示するとともに、捕獲数の届け出と納税の義務を通達したが、二日後の一月一九日には、新規捕鯨組金主平永豊松ほか三人が、川尻村一四〇人総代藤本謙蔵ほか二人と連名で、捕鯨営業鑑札を請求してきたことから、さらに一月二一日、県令に鑑札の雛形を図示して、その下付を稟議している。

一方、川尻浦鯨組組主総代と漁人総代は、一月二二日、新旧捕鯨海境へ浮標の設置を出願していたが、「書損之廉有之」として、一月二九日、その願いを取り下げており、それ以後の再出願は行われていないことから、この時点で抗議活動を中止した模様である。

こうして、県令は一月二六日、大津郡長へ捕鯨営業鑑札の下付を許可したが、再度、営業満期時の還納を指示して、大浦への捕鯨営業許可を一期限りの鑑札に限定した。これを受けて、大津郡長もまた、一月三二日、向津具上下川尻村戸長へ捕鯨鑑札の下付を通達したが、翌二月には、大浦捕鯨組主から、新規捕鯨営業鑑札請求願書への許可指令の書き入れが出願されたことから、二月八日、大津郡長が聞き届け指令を記入し、全ての処置をおえている。



大津郡捕鯨営業鑑札の雛形
（右）と、その下げ渡しを許可する
令原保太郎の指令（左）

しかし、その後の大浦新規捕鯨組は、実際に捕鯨活動を行つたかかどうかを含めて、その行方が不明である。この年の農務課調査の「水産慣例原稿」^[註9]によると、大浦には地引き網漁があげられているだけであり、捕鯨を行つてゐるところとしては、通・瀬戸崎・黄波戸・立石津黄・川尻浦の五浦が記載されているだけである。また、明治一九年一〇月に行われた大津郡役所調査による「網代取調書」^[註10]についても、この五箇浦の網代だけが対象になつており、大浦の捕鯨網代は記載されていない。

これらのことからして、おそらく、大浦捕鯨組の組み立ては、当初の明治一五年一月だけにとどまり、しかも実際の成果を上げることなく、あえなく解散したものと考えられる。現在、その真相は伝えられていないのである。

九、おわりに

以上、大浦からの突き鮫漁出願に端を発した捕鯨紛議の展開を、とくに川尻浦内部の対立抗争に注目して見てきたが、二年間にわたる激しい対立抗争の中で、県庁租税課が取つた許可方針は、「勧業」と「自立」の目的に向けて、「旧来ノ慣行」に拠ることなく、海面区画の原則に対処しようとしたものではあつたが、次のような限界と新機軸を併せもつものであつたと指摘しなければならない。

- ①形式的には、従来からの「一浦一組」の許可原則を貫いたこと。
- ②「二浦一網代」の入り会い海面については、その区分を断念したこと。
- ③「入会海面」内での新規捕鯨出願は、慣行捕鯨組が故障しない範囲で許可したこと。
- ④太政官布告が示していた「海面借区」制度については、未だ実行することができず、従来の網代慣行を認めざる

をえなかつたこと。

⑤新規捕鯨海面は慣行網代内に限定し、その所用浦中からの貸し渡しを前提にしたこと。

⑥相当の資力を持つた「金主（出資者）」からの出願を前提にして、捕鯨組を許可したこと。つまり、明治八年の「海面官有」の太政官布告により、種々の漁業活動は府県が海面借区の出願を受け付け、営業税を賦課して許認可する制度になっていた訳ではあるが、山口県の大津郡役所と県庁租税課が、大浦からの新規捕鯨出願に対処した経緯は、「勧業」と「自立」を目標にした海面区画方針を掲げながらも、従来からの漁業慣行を無視することができず、限定的に新規発漁を許可したものでしかなかつたのである。

この捕鯨紛争の解決方向が、海面所用の浦中への地先漁業権の付与を必然のものとして、明治一九年（一八九〇）の「漁業組合準則」の制定による地先水面の共同使用制度につながるとともに、一方では、資本金出資者による鯨組經營権を定着させることにより、資本主義的な大規模漁業の出願方法を決定づける結果となり、将来的には、明治三四年（一九〇二）の「漁業法」の制定による「漁業権漁業」制度と「許可漁業」制度に受け継がれていく過程であつた、と指摘できる。

以後の捕鯨紛争としては、豊かな大津郡の捕鯨網代に捕鯨砲を備えた大型捕鯨船が導入されることにより、従来から地先網代捕鯨との間に対立抗争が発生することを取り上げて行かなければならないところである。

【註1】戸島昭「大津郡捕鯨紛議（五）—明治九年、川尻浦漁組

参照。

の分裂」山口県文書館研究紀要第二七号（平成二一年三月）

【註2】山口県文書館蔵「川尻大浦捕鯨一件」（大津郡役所一八

9）、「漁業紛議卷ノ三」（県庁戦前A農業556）、「漁業紛議

卷ノ四」（県庁戦前A農業557）などがある。以降、特に断

らない限り、依拠する史料はこの三冊である。

【註3】明治二二年、第一九大区一〇小区が、向津具上村・向津

具下村・川尻村に分かれ、戸長一人が置かれた。川尻村は川

尻浦の一字であつたが、以後、捕鯨組主と対立した多数派漁

民を川尻村漁民とし、捕鯨組主と協調する少数派漁民を川尻

浦漁民と表記することがある。

【註4】郡長宛に網代図を添えて願い出る様式になつており、網代に関係する村浦の漁人総代者の奥書に加えて、本願主を所轄する戸長と、網代関係村浦を所轄する戸長の奥書も必要とするものであった。

【註5】大審院への上告は却下され、上告審での敗訴が確定して

いた。先稿では、「大審院上告の行方は不明である」としているが、ここに訂正する。

【註6】「突き鯨」捕鯨は、「網取り」捕鯨より簡単な、初期的な漁法であるが、川尻浦慣行鯨組の漁法との区別を付けるための手段として、この名称を使ったものであろう。

【註7】この三人の直願取り消し願いは後日撤回されたようで、大浦から提出された一二月二二日付けの「新規捕鯨組営業願」の川尻村漁民の合計は一四七戸に戻っている。

【註8】原文は「中野歌藏外百三十九戸人民惣代斎藤吉左衛門印楠域範記」となつており、合計一四二人である。脱退者が五人にふえていた可能性がある。

【註9】山口県文書館蔵（県庁戦前A農業509）。

【註10】山口県文書館蔵（県庁戦前A農業508）。